

資料 2

甲府市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会運営要領（案）

（趣旨）

第1 この要領は、甲府市社会福祉審議会条例（平成30年甲府市条例第32号）第7条の規定に基づき設置する、甲府市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会（以下「専門分科会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2 専門分科会は、障害児（者）の福祉に関する事項のうち次に掲げる事項を所掌する。

- （1）障がい者福祉計画に関すること。
- （2）その他障害児（者）福祉の施策に関すること。

第3 審査部会は、政令及び甲府市社会福祉審議会運営要綱（平成31年福第13号。以下「運営要綱」という。）に基づき次に掲げる事項を所掌する。

- （1）身体障害者手帳交付申請者の障害程度の審査に関すること。
- （2）身体障害者の診断書作成に伴う医師指定の審査に関すること。
- （3）育成医療及び更生医療に係る医療機関指定の審査に関すること。

（組織）

第4 専門分科会は、20人以内で組織する。

（臨時委員）

第5 任期は委嘱の日から平成34年3月31日までとする。

（会議）

第6 専門分科会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- （2） 専門分科会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- （3） 専門分科会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- （4） 臨時委員を置いた場合における前2項の規定の適用については、臨時委員は委員とみなす。

第7 審査部会の会議は、運営要綱第6に基づき、必要に応じ、持ち回り審議をもって決議を行うことができる。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。